



種子島地区広域事務組合例規集の改版に伴う現行の条例の用語等の整備に関する特別措置条例をここに公布する。

令和8年10月2日

種子島地区広域事務組合 管理者

八木 隆輔

種子島地区広域事務組合条例第1号

種子島地区広域事務組合例規集の改版に伴う現行の条例の用語等の整備に関する特別措置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、種子島地区広域事務組合例規集の改版に伴い、この条例の施行の際、現に効力を有する種子島地区広域事務組合の条例(以下「現行の条例」という。)に使用している用語、用字、仮名遣い、送り仮名、句読点及びその他の表記等(以下「用語等」という。)の整備を図るため、必要な特別措置について定めるものとする。

(整備の基準)

第2条 現行の条例に使用している用語等は、当該条例の制定の目的及び趣旨に反しない限り、次に掲げる告示、通知等その他用語等に関する国の告示等の定めるところに従い、所要の整備を行うことができる。

- (1) 常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)
- (2) 送り仮名の付け方(平成22年内閣告示第3号)
- (3) 現代仮名遣い(平成22年内閣告示第4号)
- (4) 公用文における漢字使用等について(平成22年内閣訓令第1号)
- (5) 法令における漢字使用等について(平成22年内閣法制局総第208号)

(拗音及び促音の取扱い)

第3条 現行の条例中、拗音及び促音については、法令における拗音及び促音に用いる「や・ゆ・よ・つ」の表記について(昭和63年内閣法制局総発第125号)の定めるところに従い、半音(小書き)に改める。

(句読点の整備)

第4条 現行の条例中、条文の意味を明確にするため必要があるときは、当該条文の趣旨を損なわない範囲内で、句読点について所要の整備を行うことができる。

(条、項、号等の表示の整備)

第5条 現行の条例中、条、項、号及び号の細目の表示に不連続又はその他の不備があるときは、当該表示について所要の整備を行うことができる。

(引用法令等の整備)

第6条 現行の条例中、その条文中において引用した法令及び条例等(以下「引用法令等」という。)に、公布年及び公布番号が欠けているときは、当該引用法令等名の次に括弧書きで公布年及び公布番号を付す。

2 引用法令等に現に付され、及び前項の規定により付されることとなる公布年及び公布番号の括弧書き中の表記の形式は、「平成(令和)〇〇年法律第〇〇号」、「平成(令和)〇〇年種子島地区広域事務組合条例第〇〇号」等に統一する。

3 前2項に定めるもののほか、引用法令等について整備を要するときは、その引用された趣旨を損なわない限り、所要の整備を行うことができる。

(条文見出しの整備)

第7条 現行の条例中、各条文に付されている見出しについて整備を要するときは、当該条文の趣旨及び内容に則して所要の整備を行うことができる。

(別表等に係る整備)

第8条 現行の条例中、本則と別表の名称及び番号等並びに本則と様式の名称及び番号等との整合を図るとともに、別表の番号の表示を「別表第〇(第〇条関係)」に、様式の番号の表示を「別記第〇号様式(第〇条関係)」に統一する。

(その他の措置)

第9条 この条例に定めるもののほか、現行の条例に使用している用語等の整備を図るため必要な特別措置については、現行の条例の制定の目的及び趣旨に反しない範囲で、改めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。